

総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和4年9月8日

(開会宣言 午前9:55)

議長 おはようございます。時間定刻より大分早いんでございますが、総務文教常任委員会を開催したいと思います。

最初に、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

委員長 議長、お願いいたします。

議長 (挨拶)

委員長 それでは、町長、挨拶をお願いいたします。

町長 (挨拶)

委員長 ありがとうございます。

本日は委員全員が出席されております。また、議長にも同席いただいておりますし、説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、土木建築課長及び各課担当者の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る8月31日、本委員会に付託されました議案について審議に入ります。

付託議案は会議次第に記載されているとおり、議案第73号及び議案第75号の2議案で、議案の説明については、8月31日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。なお質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いいたします。

初めに、議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員 条例要綱の4ページの非常勤職員、会計年度任用職員等の育児休業の取得要件の緩和のところなのですが、現行が、1歳6か月に達する日までに任期の更新、または採用の見込みがあることとなっているんですけど、改正後には、出生日後57日目から6か月を経過

する日までに任期の更新または採用の見込みがあることというふうになっているんですが、会計年度任用職員やと期間を区切られて採用とかをされるんで、こういうふうに改正されても、実際採用されたりとかする見込みは現実的にあり得るんですか。どうなんでしょう。

委員 長

総務課長。

総務課長

会計年度職員の場合ですと、河本議員御指摘のとおり、年度を区切った採用となります。この場合、採用通知に今年度限りしか採用しませんと明記してある場合はあきませんが、明記していないということであれば、仮に任期を過ぎたとしても、採用が継続するんじゃないですが、採用しないと明らかではありませんので、そういう場合は適用されるということでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

保育士不足という環境がある中で、制限するほうじゃなくて、採用の可能性を広げるという形で考えてもいいのかな。

委員 長

総務課長。

総務課長

この場合は育児休業を取得しやすいことということで、採用とはまた別かなと思いますけど、取得しやすい環境を整えてあげることでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

4 ページの下のほうなんですけど、特別の事情を追加するとあるんですけど、特別の事情はどういうものなんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

特別の事情による特例なんでございますけれども、条例第3条に明記されてございます。

ただ、今回新旧対照表をつけてございますけれども、第3条のほうの特別の事情、新旧対照表を御覧いただきたいんですが、10 ページでございます。第3条に条例で定める特別な事情ということで、こちらのほうに次に掲げる事情とするということで1から4ほどを上げてございます。これは本来ここに明記すればよかったんですが、今回改正がないということで、略させていただいておりますけれども、主なものを申し上げますと、例えば、第一子がお生まれになったということで、次、続けて第二子の方がお生まれになったという

場合がございます。第一子で一旦育休を取りました。第二子が生まれたことで、産休になりますので、一旦育休が切れますという場合があります。また、第二子が不幸に亡くなったりすると、第一子を見るための育休とか要る場合があるということで、そういった規程が特別な事情、こういう場合は認めますということが、例として4つほど挙げてございます。そうしたことでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

非常勤職員へ採用する場合は、正規職員が育児休業なんかで休んだ場合に、非常勤職員を採用するということが多いとは思いますが、その際にまた非常勤職員の育児休業をした場合にも、また非常勤職員を雇うということが繰り返しになる可能性は考えられないですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

今御指摘のとおり、非正規職員が何らかの関係で休まれる、代替えで非常勤を雇うというケースは多いです。それはそれでよろしいのですが、ただ、任期付職員とか、期限を決めて雇う場合がございます。その場合、その方がまた育休で休みたいという場合は、認められないということになります。

必ずしも認められることばかりではなくて、採用形態によって、代替えのために職員を雇ったんですから、その人が育休を取りたい言うても、取れないという場合があるということです。

委員 長

河本委員。

河本委員

次に5ページの育児休業の取得回数制限の緩和なんですけれども、育児休業の人が、原則2回まで可能となるということで、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申し出が不要となるということなんです。再度の育児休業計画書が不要になるだけで、一回目は、育児休業等計画書というのは、これまでどおり必要ということになるんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

育児休業計画書でございますけれども、本来今まで1回しか取れませんでした。

また何らかの理由で2回取りたいんだという場合は、こういった計画書を出していただいて、理由であるとか、期間であるとか、そ

ういったものを計画させていただくんですけれども、今回の育児休業法の改正で2回は必ず取れることになりましたので、今まで出していただいた計画書は不要ですよということで、今回そういった規定を削除するというものでございます。

委員長

河本委員。

河本委員

育児休業を取りたいという場合にはもう必要ないということですか、この計画書は。

委員長

総務課長。

総務課長

計画書の提出は必要ございません。承認の申し出と請求は必要ですけれども、計画書の提出は要らないということでございます。

委員長

よろしいですか。ほかにもございますか。

竹仲委員。

竹仲委員

これが改正されることによってメリットなんですけど、非常勤の方は、当然休んだときはそれに当たる手当の何割かを頂けるんですか、頂けないんですよね。

委員長

総務課長。

総務課長

これまでですと、産前産後は有給でございます。育休になりますと、無給やったんですけれども、ちょうど10月から、今まで社会保険が共済組合のほうへ変わります。非常勤の方も社会保険から共済組合の制度へ変わりますので、その中には、育児休業手当というのがございます。そういう手当に該当する要件の人であれば、引き続きというんですか、そういう給与に代わるような保証があるということでございます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

該当する要件というのはどういうことなんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

週3日以上という勤務形態の方が対象になるかと思えます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

確認ですが、週3日以上非常勤で勤務されてる方で育休を取る場合は、その手当が頂ける、それでよろしいんですね、分かりました。

委員長

ほかにもございますか。

梅津委員。

梅津委員

今国は、平成7年度ぐらいまでには、育休の取得率を30%ぐら

いまで上げないといけないというふうな情報があったんですけれども、本当に30まで職場的には上げられるのかな。というのは、個人の方が仕事を引き継がなあかんとか、迷惑かけるからちょっと取れないなどかいう不安があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は課の上司が、あんた取りなさいよと推進してやるというふうな立場で推進しないと、なかなか国が言う30ぐらいには達しないんじゃないかと思いますが、その辺の見解はどうでしょう。

委員長

総務課長。

総務課長

育児休業の取得でございますけれども、女性職員につきましては、これまでも産前産後の休みを取られて、すぐ育休という形で、大体平均しますと、1.7年、2年近くそうやって育休を取られておられます。そういう意味では、取得率は高いのかなと思うんですけれども、男性職員になりますと、正直これまで過去に1件ございました。また今年になって、2件ほど育休を取りたいということで、男性職員のほうからも相談を受けてございます。

4月に条例も改正されて、そういった広報であるとか、研修であるとか、町に義務づけられておりますし、妊娠とか出産を申し入れるときには、そういう取得確認をなささいよということも義務づけられております。

そんなこともございますし、また昨年ですと、保育士が大量に辞められたということの中に、仕事と家庭との両立が非常に厳しいんだというのも上げておられる方もいらっしゃいますので、職場とすれば、役場とすれば、そういう仕事、子育ての両立ができるような環境をつくっていくというのは大事でございます。その1つが育児休業を取得しやすいということかなと思いますので、なかなか非常に組織が小さいところで、職員の配置とか非常に厳しいところもあるんですけど、町としても、子育てに関することに環境を整えるということで進めていきたいというふうに思っています。

委員長

梅津委員。

梅津委員

了解しました。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

先ほどの再確認なんですけど、手当というのは、報酬とか一日額の6割とか、そういう規程なんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

報酬の6割ということでございます。

委員 長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第73号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第75号 字の区域の変更について、を議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

区画整理が終わったことから、字の変更が必要になってきたということなんですけれども、土地の所有者とかと協議も進められてきたと思うんですが、所有者のほうから何か特段疑問とかいうのは生じていないでしょうか、どうなんでしょうか。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

地権者のほうから何かないかというような御質問ですけど、この土地改良事業につきましては、まず権利者協議会、権利者会議等を開催いたしまして、地権者の方皆さんが集まられて、換地計画というのを立てております。その中で地権者皆さんの合意形成の下、この事業を進めておりますので、特段不満や不平というようなそのようなお話は頂いておりません。

委員 長

藤本委員。

藤本委員

確認なんですけど、乙見地区の関係で地名の認識が甘いんですけど、北側トンネルの手前のレモンを植えてるあたり、あそこも含んどるということですか。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

そこは多分小平地区という地区になると思いますので、対象外の地区になります。

委員 長

藤本委員。

藤本委員

分かりました。制圧道路の工事の関係で土地改良をしたと思うんですけど、私もちょっと土地改良の関係から関心ありまして、工事中から何度かお邪魔しました。ここも5.8ヘクタールの耕作者もちょっと知り合いでございまして、その辺のこともよく確認させて

いただいたんですけど、せっかくこういうふうにしてしっかりと土地改良できて、担い手もあとを管理してくれるということで、これができるんじゃないかなと思うんですけど、実はこれ以前にも、有害獣対策で恒久柵があったと思うんです。今回はまた新たに設置してあるように思うんですけど、これは別の事業でやったことなんですか。

委員 長 土木建築課長。

土木建築課長 恒久柵につきましては、県のほうの事業で、元あったところに再復旧といったような形で対応させていただいております。

委員 長 藤本委員。

藤本委員 その部材というのは、まるっきり更新して、新しいものでやったやに見えるんですけど、それでよろしいんですね。

委員 長 土木建築課長。

土木建築課長 材料につきましては、新しい製品でやってられたというふうに聞いております。

委員 長 藤本委員。

藤本委員 6月頃ですか、地盤整備した後、水不足と途中漏水があって、水が走らなんだという話を聞いたんですけど、現実にあったんでしょうか。

委員 長 土木建築課長。

土木建築課長 6月頃、まだ水がない渇水期が長いこと続きまして、その際には地権者の方から、水がなかなか当てられないというようなお話は聞いております。それに対しまして、土木のほうでポンプ等で一時的にでも仮対応せなあかんと言うとる矢先に、まとまった雨がそれからずっと続きましたので、最悪のケースは免れたと思っておりますが、地権者の方からは、そういうふうなお話は頂いております。

委員 長 藤本委員。

藤本委員 やはり制圧道路、ああいう立派な道路ができた道路沿いの歩道ですので、これから景観の意味も含めまして、中長期的な管理が大切だと思いますので、また地元の人にしっかりとそこら辺をお伝えいただいて、水のことでもそうですけれども、不備な点があったら、即対応していただくことをお願いしておきます。

以上です。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

これからも各土地改良区、連絡・連携を取りながら進めさせていただきたいというふうに思います。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

梅津委員。

梅津委員

資料1のページで言うたら2ページです。藤本委員の追加なんですけれども、図面の右肩上の4号藤谷口というところありますね、ここがせっかく立派な工事整備の中で整理してくれておるんですけども、今藤本さんおっしゃったように、水が取れないということで、結局耕作放棄地になっているんです。この辺はどういうふうな考えをしているんでしょう。せっかく耕地整理した以上は、水の確保をして耕作するという対策が必要かなと思うんですけども、その辺はこのまま放っておけばいいんでしょうか。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

今回の換地計画におきましては、4号、藤谷口におきましては、田んぼやなくて、畑ということで再整備のほうをさせていただいております。水がないからというのが大きな原因かと思うんですけど、今後また水利の確保につきましても、また地権者、土地改良のほうとも連携を取りながらいろいろ進めていきたいなというふうに思います。

委員 長

梅津委員。

梅津委員

ぜひとも水の確保をお願いしたいと思います。

委員 長

川畑委員。

川畑委員

ちょっと確認ですけど、12号のホカガリの何も書いてない右のほうの上に、同じ土地改良やったときの区域があるんですけど、それは今回入っておらん。換地区域は要らないということでもいいんです。図面にも入っておらんけど。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

今回の換地計画の中には、その区域は対象外というふうになっております。

委員 長

川畑委員。

川畑委員

今後は。

委員 長

土木建築課長。

土木建築課長

今のところそのままでございます。

委員 長

よろしいですか。

ほかにごございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第75号についての質疑を終わります。

以上をもちまして、付託されました議案の質疑を終了いたします。
前定例会から、各委員会、全員協議会等の採決の前に議員間討議の場を設けることができると決定しております。

本委員会に付託された2件に関し、討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

討論がございませんので、ただいまから採決に入ります。

議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、議案のとおり承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員 長

全員賛成であります。

よって、議案第73号は全員賛成をもって承認することに決しました。

続きまして、議案第75号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員 長

全員賛成であります。

よって、議案第75号は全員賛成をもって承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終わりました。

理事者におかれましては、これで退席いただいて結構です。御苦労さまでした。議員の皆様はそのままお残りください。

それでは、今回付託されました請願の審査に入ります。

請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書についてですが、去る5月23日に、河本猛議員より紹介議員として提出されたものであります。

紹介議員の河本議員がおられますので、河本議員から説明をお願いいたします。

河本委員。

河本委員
委員長

(趣旨説明)

河本議員の趣旨説明が終わりました。本件について、紹介議員である河本議員への質疑はございますか。

幸丈委員。

幸丈委員

ちょっと教えてください。岸田首相が条約への参加を拒んでいるということをおっしゃってましたが、理由とかというのは何か表明されてますか。

委員長
河本委員

河本委員。

首相、日本政府は、核禁止条約に関して、核を保有する米・英・仏・中・露の5か国に参加していないとして一貫的否定的だということをおっしゃって、NPTの体制の強化が必要だということ、核兵器禁止条約については、NPT体制の強化こそ現実的な道と考えているということをおっしゃって、仲介役というそういうことで力を果たしたいというふうに、岸田首相のほうはそういうふうな考えをおっしゃっているような状況です。

委員長

よろしいですか。

ほかにもございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ないようですので、これで質疑を終了します。

ただいまから協議に入ります。

請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書について、皆さんの御意見をお聞かせください。

川畑委員。

川畑委員

分からないのが、原水爆禁止平和大行進というのはどんな組織なのか、分かったらちょっと教えてほしいんですけど、河本委員、分

かりますか。

委員 長

河本委員。

河本委員

毎年世界大会というのを広島・長崎で行っているんですけど、それに全国各地からルートがありまして、この辺は富山から広島までのコースがあって、毎年6月の後半ぐらいに美浜庁舎にも訪れて、行政とか、その実行委員会ということです。

委員 長

川畑委員。

川畑委員

岸田首相は、要は核保有国が核兵器禁止条約に全く賛成してない。だから日本が幾らこれに賛成しても、核を持つとる国が賛成しない限りは、自分らはここに、本当の被爆国なんやけど入って、同じように行くことはできない。それをどういうふうにしていくんかというほうが、入ってやっていくということが先やろうという感じなんやけど、我々一人の議員がこれに賛成すると、それが早くなるんかな、どうなるんかなと思うんやけど、ちょっとその辺自分も分からんのやけれども、どうですか皆さん、分かる人はちょっと教えてもらえんか。

委員 長

河本委員。

河本委員

個々人の動向でそれが早まるのか、遅くなるのかというのは結果論でしかないんで、こういうのというのは急速に進んでいくというものでもなくて、積み重ねだと思っんです。やはり一つ一つの協議を進めながら決裂したりとか、また新しい条例ができたりとかというのをずっと繰り返してきてますので、その中で、核保有国自身がまだ批准してないということで、各国同士の力関係とか、核の傘のバランスとかというのがいろいろあるわけですけども、恒久的な平和に向かつては、それぞれいろんな考えがありますので、どういふふうな方向性で各個人の議員としては判断なさればいいのじゃないかなというふうに思いますけど。

委員 長

川畑委員。

川畑委員

私自身思想とかイデオロギー関係に関しては自民党寄りで、国の政府が正しいんじゃないか。正しいというのはおかしいけど、自分のやり方と同じような感じで思っておるもんで、国が核兵器禁止条約に参加しないと、自分もやめておこうと思うのやけど、でもそれをやっておると、はっきり言って賛成してもすぐできるわけでもな

いんやけど、今、河本議員が言うように、5年、10年、15年とずっとやっていかんことには、変わっていかんのかなということは思ったんで、できるだけ賛成していったほうが、被爆国としていいんじゃないかなということは思うんやけどね、そう思います。ちょっと分からんけど、すみません。

委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

竹仲委員。

竹仲委員 美浜町これまで何回かこれについて意見交換をしてきていますけど毎回否決というか、採用してないんですけれども、先般の広島平和宣言、知事と市長と子供たちの発言を聞いたときに、あのときも16歳の子供の被爆体験を実体験としていろいろ伝えられてました。

核兵器を使用したら、非常に何十年、77年たつけど、いまだに後遺症が残っていて、いろんな苦しみのことがあるということで、核兵器自体はこの国から無くさないで、地球自体はもうなくなるなというのが非常に危惧されてまして、ウクライナ侵攻があるまでは、持っているだけのあれで、まさか使うことはないやろうと思ったのが、今度はもしかしたら使うんじゃないかという方向に変わったことが、私の気持ちが変わりまして、これまではこれを反対してたけど、やはり小さな地域からでも声を上げて、これは被爆国としてもそうですけれども、核兵器の禁止条約に参加するというか、賛同することに僕は賛成したいなと今回は思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

梅津議員。

梅津委員 私も個人的には核は持たんほうがいいんですけれども、今のところロシアとか中国、この辺の大国が持っているわけです。結局今日本がアメリカから守ってもらってる、傘の下にありますので、アメリカから手を引くような形のことをすると、向こうが蹴上がってきて、日本をやったれというふうなことにならないかなということで、やはりアメリカの傘の下に置くということであれば、こういうような請願は出さんほうがいいのかなと個人的には思っています。

委員長 ありがとうございます。

ほかには。

藤本委員。

藤本委員 今るる皆さんからの御意見を聞かせていただきました。ウクライナ情勢を考えますと、だんだん混沌としてまいりまして、今梅津委員のおっしゃった中国、ロシアの関係も出てきましたんで、こういう戦時下において、禁止条約のことよりも、議論がしっかりと三原則を手にしながらやっていくのが大事かなと思ってますので、川畑委員が非保持の発言もありましたけれども、そういうことにおいて、日本が今の国際情勢の中でどういう立ち位置で取り組んでいくかというのが今後大切なんじゃないかなと思ってます。

核兵器禁止条約については、以前からこういう意見書も請願書も出てますので、理解はしているつもりなんですけれども、私も梅津委員と同様に、今回はまず世界平和を願うなら、ウクライナ・ロシア関係が平常な状態でしっかりと議論していかないと、これは進んでいかないと思いますので、不採択させていただきます。

委員長 ありがとうございます。

幸丈委員。

幸丈委員 私も梅津委員とも藤本委員とも同じで、今まで核を持っておる国に意見を言える1つの国が日本やと思っていますんで、この条約のところに入るよりは、今仲介で持っておるところに出かけていく、活動していくほうが今のところは大事かなと思っていますので、そういう意見をお願いします。

委員長 河本委員。

河本委員 やはりウクライナ危機というのが非常に国際平和を揺るがしていて、核兵器の使用の現実性というのが本当に恐ろしいというのが浮き彫りになっていまして、核情勢が一気に変わってきたということがあります。

今回NPT再検討会議でも、ロシアが侵攻している自分たちのことに対して拒否して、それが決裂してしまうということが起きておりますので、本当に平和を願う人たちというのは、その危機、核のリスクに対してどう向き合おうかと真剣に考えているところで、核兵器禁止条約の方法に対して、それを大きく広げていくことが、核

兵器の抑止につながる、廃絶につながるというふうに考えておりました、それに対して日本が積極的に、世界に対してアプローチを行ってほしいという願いに私は応えたいと思っていますので、この請願に賛成して、ぜひとも提出したいと思っていますが、先ほど補足説明で説明するのを忘れていたんですが、一番最後のページに、分かりにくいんですけど、日本地図で、どこの県が何%ぐらい自治体で採択しているのかという図なんですけど、全然分かりませんが、11%が福井県なんですけど、何で11%とかというと、越前市が採択しております、あと大野市が趣旨賛同。意見書は提出しないけれども、趣旨には賛同しますよということをやったそうです。それが福井県の県内の状況です。

委員長

ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

意見も出尽くしたようでございますので、この件に関して、委員会としての意見を取りまとめたいと思います。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長

3名。反対の方、挙手を願います。

(反対者挙手)

委員長

3名ですね。

この場合、委員長採決になるわけですね。

竹仲委員。

竹仲委員

河本委員からのお話あったように、大野市は趣旨採択という話もあったんですけども、そういう手法もあるんじゃないかという気がするんですが、その検討は要らないですか。

この趣旨は分かるけれども、国への意見書としては提出しない。趣旨としては分かる、賛成。

委員長

この件に関しまして、その辺のことも含め、継続審議ということでもよろしいですか。

(「継続はできない」と呼ぶ者あり)

委員長

できない。

(「請願やから」と呼ぶ者あり)

委員 長

河本委員。

河本委員

継続するなら継続するで委員からの継続の意見があつて、それを採択せなあかんで、委員長判断でいきなり継続審議ということはできないわけですが、陳情やったらまだ分からんでもないんですが、請願が意見書の提出に関する請願なんで、趣旨採択、決められるかどうかというのがちょっと僕の中で判断ができないので、ちょっと事務局に調べてもらわないといけない。

委員 長

暫時休憩いたしまして、その辺のことを確認したいと思います。しばらく休憩ということでお願いします。

(休憩)

委員 長

委員会を再開いたします。

賛成・反対が同数ですので、したがって委員会条例第14条第1項の規定によって、委員長が本案に対して採決いたします。

請願第2号については、委員長は否決と採択いたします。不採択でございます。

それでは、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員 長

なければ、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。最後に、副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

(閉会宣言 午前10:52)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 兼田 和雄